

2018年5月21日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿
厚生労働大臣 加藤 勝信 殿
衆議院議長 大島 理森 殿
参議院議長 伊達 忠一 殿
政党各位

「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案」第3条から、生活保護法第77条の2及び生活保護法第78条の2に関する部分を削除することを求める意見書

全国青年司法書士協議会

会長 石川 亮

東京都新宿区四谷2-8 岡本ビル5階

TEL03-3359-3513 FAX03-3359-3527

e-mail info@zenseishi.com

URL <http://www.zenseishi.com/>

私たち全国青年司法書士協議会は、全国の青年司法書士約2,600名で構成する「市民の権利擁護及び法制度の発展に努め、もって社会正義の実現に寄与すること」を目的とする団体である。

当協議会は、長年にわたり、多重債務者に対する支援に取り組み、また、14年連続「全国一斉生活保護110番」をはじめとした生活保護に関連する様々な取り組みを実施する等、生活に困窮する市民を支援し続けてきた立場から、今般、国会に上程されている「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案」に関し、以下のとおり意見を述べる。

意見書の趣旨

現在、国会で審議されている「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案」の第3条から、「生活保護法第77条の2」及び「生活保護法第78条の2」に関する部分を削除すべきである。

意見の理由

1. 前提となる事実

2018年2月9日、政府は、「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案」（以下、「本法律案」と言う。）を国会に提出し、本法案は、同年4月25日、衆議院厚生労働委員会において、自民、公明両党と日本維新の会の賛成多数で可決し、引き続き、国会での審議手続を経ているところである。

本法律案によって、生活保護法第77条の2が新設され、被保護者が、本来、資力があるにもかかわらず、これを直ちに最低生活のために活用できない事情にある急迫の場合等において、生活保護制度を利用した場合における生活保護法第63条に基づく費用返還請求債権（以下、「63条債権」と言う。）にかかる徴収金については、「この法律に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収することができる。」とされることになる。

また、本法律案によって、生活保護法第78条の2が改正され、63条債権にかかる徴収金について、被保護者からの申し出があり、かつ保護の実施機関が当該被保護者の生活の維持に支障がないと認めた時は、保護金品を交付する際に天引き徴収をすることが可能となる。

2. 問題点

(1) 生活保護法第77条の2に関する問題点

ア、破産法との関係

生活保護法第77条の2の規定の新設により、63条債権にかかる徴収金について国税徴収の例により徴収できるようになるということは、63条債権は「租税等の請求権」として破産法上の非免責債権となり、仮に、破産手続開始決定後に、破産者が免責許可決定を受けたとしても、実際には免責の効果を受けることができず、破産手続終了後も支払義務が存続することを意味する（破産法第253条第1項第1号、破産法第97条第4号）。

さて、振り返ると、2013年、生活保護法第78条第4項が新設され、いわゆる不正受給に関する徴収債権（以下、「78条債権」と言う。）については、「国税徴収の例により徴収することができる。」とされた。すでに見た通り、破産法第253条第1項1号は「租税等の請求権」を非免責債権として定めているため、これによって78条債権は、破産者が破産手続において免責許可決定を受けても、実際には免責の効果を受けることができず、支払義務が存続することになっ

た。また、同時に生活保護法第78条の2が新設され、78条債権に関し、被保護者が申し出た場合には、保護金品からの天引き徴収が可能とされるに至った。この点につき検討すると、生活保護法第78条第4項が、78条債権を租税債権と同視し、同様に扱うことに、破産法理論上、疑問の余地は残るものの、78条債権は、債務者に不正受給という非難可能性がある点において、同じく非免責債権である「悪意で加えた不法行為に基づく損害賠償請求権」（破産法第253条第1項第2号）と性質上類似している点から、立法政策的に非免責債権とみなすことに合理性がないとまでは言えなかったと考えられる。

しかし、これと、今回の生活保護法第77の2の規定の新設とを同列に位置付けることはできない。なぜならば、63条債権は、単に急迫の場合等において、資力があるにもかかわらず、やむを得ず被保護者が保護金員の支給を受けた場合における、保護の実施機関による支給した保護金員の返還請求権であり、その本質は不当利得返還請求権（民法第703条）なのであって、債務者に非難可能性のある78条債権とはその法的性質が全く異なるからである。債務者に落ち度がない63条債権を国税徴収債権と同様の扱いとし、破産法上の非免責債権とする法的合理性は全くないと言える。今回の法改正による生活保護法第77の2の規定の新設は、最低限度の生活をようやく営んでいる被保護者から、破産債権者による追求から解放され、その経済的再生を図る道を奪う可能性のあるものであって、憲法第25条が保障する生存権を侵害するおそれがあるものと言わざるを得ない。

イ、被保護者に対する過度の生活制限となる危険性

生活保護制度の運用上、通勤、通学、通院等のために、一定の要件を満たした場合には自動車の保有も認められているが、もしも63条債権にかかる徴収金について国税徴収の例により徴収することが可能となれば、直ちに被保護者の保有する自動車を差し押さえた上、公売により売却することさえ可能となってしまう。当然、公売による売却後は被保護者の移動に困難が伴うことになり、その結果、被保護者の生活が過度に制限される危険性がある。

本質的に不当利得返還請求権である63条債権を国税徴収の例により徴収することを可能とすることにより、このように、被保護者の生活が過度に制限される事例すら発生してしまうことが危惧されるのである。

(2) 生活保護法第78条の2に関する問題点

生活保護法第78条の2の規定の改正によって、63条債権にかかる徴収金

について、78条債権の場合と同様、被保護者からの申し出があり、かつ保護の実施機関が当該被保護者の生活の維持に支障がないと認めた時は、保護金品を交付する際に天引き徴収をすることが可能とされることになる。しかし、最低生活水準の給付の中からさらに天引きされながら、当該被保護者の生活の維持に支障がないのは、天引き額が極めて僅少な場合に限られるのであって、このような規定の新設にあたっては、被保護者の憲法25条に定める生存権の保障の観点から、慎重の上にも慎重を重ねて検討されなければならない。実際に過去、当協議会に寄せられた保護の実施機関による違法又は不適切な生活保護行政の運営に関する膨大な相談事例などから考えると、保護の実施機関からの強い要請により、被保護者が事実上、申出を強制されるような場合も数多く予想されるのであって、ただ単に、形式上、被保護者からの天引きの申出があれば問題ないということには決してならない。

また、63条債権は、不正受給徴収債権である78条債権と異なり、常に全額返還しなければならないものではない。家財道具や介護用品の購入等その世帯の自立更生に資する使途に充てられるのであれば、実務上、広範囲かつ柔軟に返還免除（自立更生控除）が認められている（生活保護手帳別冊問答集2017年度版問13-5、厚生事務次官通知第8-3（3））。しかし、実際には、保護の実施機関がこのような自立更生控除を考慮せず、安易に全額返還を決定する事例も多く、このような保護の実施機関の返還決定を取り消す裁判例も、近年相次いでいるのである（大阪高判平成25年12月13日、福岡地判平成26年2月28日、福岡地判平成26年3月11日、東京地判平成29年2月1日等）。

生活保護法第78条の2が改正されることによって、保護の実施機関による不適切な返還決定が是正されないまま、被保護者が保護金品からの天引きの申出を事実上強制されて、63条債権を全額強制回収され、被保護者の生存権を侵害するような事例が、今後、数多く発生することが危惧されるのである。

3. まとめ

以上の通り、生活保護法第77条の2の新設と、生活保護法第78条の2の改正は、被保護者の権利を侵害するおそれのあるものであるから、本法律案3条から削除されるべきである。